

事例 9

手術給付金①(公的医療保険制度の対象となる手術)

平成21年4月2日以降にご加入の医療保険 [医療保険(09)、終身医療保険(09)、医療保険(16)、終身医療保険(16)]

手術給付金	支払事由	公的医療保険制度の手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する手術を受けたとき
	支払額	・入院中に受けた手術のとき 入院給付金日額×20 ・入院中以外(外来)で受けた手術のとき 入院給付金日額×5
放射線治療給付金	支払事由	公的医療保険制度の放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法をうけたとき
	支払額	入院給付金日額×10

！ ご注意

- 美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術は「病気やケガの治療を直接の目的とする手術」に該当しないため、公的医療保険制度の手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、手術給付金の支払対象となりません。
- 「一連の手術」とは医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回と算定されるものをいいます。
「一連の手術」に該当するときは、手術給付金は1回のみ支払います。
- 放射線治療給付金は、60日の間に1回の支払いを限度とします。



公的医療保険制度、先進医療の対象であっても支払対象外の下記の手術があります。

1) 公的医療保険制度に該当するが、支払対象外の手術

- ア) 創傷処理
ケガ等によってできた傷の縫合などを行う手術
- イ) 皮膚切開術
皮膚を切開し、中の膿を出す手術
- ウ) デブリードマン
感染・壊死した組織を取り除く手術
- エ) 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
患部を切開せず、体外より骨や関節を正しい位置に戻すための治療
- オ) 抜歯手術
- カ) 鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術を含みます。)
鼻の粘膜のはれた部分を焼いて、アレルギー反応を生じにくくする手術

2) 先進医療に該当するが、支払対象外の手術

- ア) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
- イ) 1)のA)からカ)までに該当するもの

公的医療保険制度に該当しないため、支払対象外の手術の例

レーシック

！ ご注意

- 「診断および検査(生検、腹腔鏡検査など)を主目的とした診療行為」および「輸血、注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」は、手術給付金の支払対象から除きます。
- 「先進医療」とは、手術を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。「先進医療」については詳しくは20ページをご参照ください。

